恣意的評価を させないために

せ

育活動は、みんなが 力を合わせて進めるもの

抜本的な見直しを 6号昇給、上位は5号早合、治)上満の教員の場合、業績評価の最上位は一善例えば、昇給について、前年5歳未しまる。 ら上位以上及び下位1以下を除いた率) 標準(中位)は4号昇給(100%か付与率3%以内。う5最上位10%以内) とし、さらに 2年連続一次評定「D」 ると昇給は無し、 にも大きな影響を及ぼしています。 一号昇給、3年以上連続「D」とな ! の学校づくりを困難にし、教育活動 よる職場管理は、教職員の協力・共 く関わっています。能力・業績主義 課制度は、賃金、異動、昇任にまで

開示請求しなければ、されていますか? 納得のいく評価を わかりません

となるのです。

求 料をご覧ください) **績評価についてのアンケートでは「校** 長による業績評価に信頼性があるか?_ をした人は51・6%にとどまってい 寄せられています。一方で、開示請 ほとんどない」45・6%という回答 問いに対し「全くない」2・3%、 す。(詳しくは分会に届いている資 ;年10~11月、都教組が実施した業

実現しました。 んでした。それを私たちの運動によ 望者本人への開示と苦情相談制 当初は本人開示などの制度はあ 不十分ではありますが一次評定の 度が りま

> 通 5

知書

を交付をせず、

た虚示

評価通知書を渡

年

煎

都教委は、

ことが、恣意的評価を許さず、 一人でも多くの人が開示請求をする 人事考 校長を停職6月の処分に偽の評価通知書を渡した

都教 組 部

自己申告と業績評価からなる人事 課

の見直しへの力になります 製委の の文書は全員に配布駅委の「開示の実施」

また、平成30年3月30日午後2

校長から全員に(希望者ではあり **〜ん)配られる申請用紙に記入して**

通知書を作成するとともに、

1午後2時50分頃から同日4時紀知書を作成するとともに、同

虚偽の内容が記載された同開 中5人の同開示通知書について、 時30分頃、同校において、同7名

示

うに申し入れを行いました。

委員会及び全校長に文書で次のよ

杉並支部は1月26日付で、

1

せ

用紙が渡されます。面談を行わな ら評価が記載された用紙と面談申 できるだけ、 不服の場合に要望できる苦情申出 と、評価の理由を聞いたり、評価 したりすることができませんので、 業績評価開示申請を行うと、 出します。 面談も申請しましょう。 校長か に 61 請

> 載された同開示通知書を渡した。 同
> 5名に対して、虚偽の評価が記

よう、

公正かつ客観的に行うこと。

また、

勤務成績に基づく推薦につい 同様に、公正かつ客観的に行

分頃までの間に、同校において

は、だれもが意欲をもって、安心し

来年度の成績率の推薦にあたって

て教育に打ち込める制度運用となる

さらに、同5名分の虚偽の評価

記載された同開示通知書を作

後

うこと。 ても、

問題があれば組合に相談を

4時40分頃、同校において、教育 成したにもかかわらず、同日午

委員会に対して、

虚偽の報告を行

は、

職場に一人という特殊性を十分配 学校事務職員・栄養職員について

などした。

行動として研修や指導の対象となり 相談してください。 全教職員に説明しない。 管理職の以下のような言動は、問 納得のいかないことや問 申 予請用紙を 問題は組

・開示面接で評価について説明しない 評定の具体的根拠について言わない などと言って開示請求させない。 配らない。申請用紙を受け取らない 「俺の評価が信用できないのか」 「組合員でもないのになぜ申請する か」「面 接の時に口頭で答える」

東京都教職員組合 杉並支部情宣部 2024年 2月8日 8号 Tel 3399-8719



(処分理由)

(都繁田Pより)

お来

び度

 \mathcal{O}

ょ

勤務

成績に

基

づく昇給」

 \mathcal{O}

当校勤務校に所属する教員7

Fax 3399-3855

おいて、同7名に対して、教職員 かわらず、開示期間中に、同校に 名から、開示請求を受けたにもか

校

乗車し入れ 発推薦に関する

れ

定期評価本 しなかった。

人開

示通知書を交付

職場の声を中教審に

子どもと向き合える余裕を・教員をもっと増 っして・持ち時数を減らして、授業準備がで やして きる時間を・教育予算をもっと増やして…etc. …

> が出されると言われて 4月には何らかの方向 が行われていて、3~

います。

そこで、

全教や新婦

めを!ネットワーク」 を!長時間労働に歯止 は、 この議論に現場



れている「学校に希望

人など4団体でつくら

アンケー トを開始

QR コードを 左の回答用

ご参照ください

(2月末まで)

改革」についての審議 では「学校での働き方 中央教育審議会 組みを始めました。 緊急アンケートの取り の声を反映させようと

【裏面もご覧ください】



安心して仕事に専念できる 教職員賠償責任保険

業務中の事故や保護者等とのトラブル、出張中の自転車事故、 うっかりミス等の訴訟や損害等に対応します。また、訴訟前か ら相談にのり、教職員の身分を守る立場であなたに寄り添って 対応します。

募集は2月16日まで受け付けています。保険期間は4月1日午後4時~1年間です。ぜひ、この機会にご検討ください。

また、保険内容等のお問合せは都教組共済(03-3234-8132)または代理店の桜保険事務所(042-467-4152)までご連絡ください。



都教組共済と 桜保険の40年

去る1月19日に「都教組共済40周年記念の集い」が開かれました。その時の桜保険所長蟹沢さんのご挨拶は、共済の歴史を知る上でとても示唆に富む内容でしたので、ご紹介いたします。 (中見出しは杉並支部)

都教組共済40周年、おめでとうございます。木下委員長がご 挨拶で触れられたとおり、年明け早々、能登半島地震という心 を痛める大災害から始まってしまいました。

この大災害については、連日の報道により、日々被害の深刻さが明らかになっており、愕然とする思いです。見落としてはならないのが、復旧を妨げている一つの大きな原因として、地方

切り捨ての市町村合併と公務員の大幅削減という長年の政治の 問題があることです。また同時に、保険業務に携わる者として、 被災された皆さんをお守りする共済と保険の果たすべき役割の 重要性についても様々考えざるを得ませんでした。みなさんも 地震保険には、ぜひ入っておいてください。

40年前、先駆的な24時間対応の都教組自動車保険が誕生

さて、振り返ってみますと、40年前、都教組共済が発足するときに、それまでの示談代行のない事故対応への不満や車両保険がないということで評判の悪かった日教済の自動車共済ではなく、本当に教職員とその家族を守ることができる自動車保険を都教組共済として取り組むということで、民間損保と提携して都教組自動車保険が誕生しました。

当時は、民間の大手損保会社でさえまだ24時間事故受付をできる体制が整っていない中で、多忙な教職員の事故に24時間

対応し、一人ひとりの教職員がたとえ事故を起こしても心配なく教育活動に当たれるよう、独自に桜保険事務所の中に電話受けセンター、24時間フリーダイヤルを立ち上げました。

この取り組みが評判を呼び、京都へ、そして全国の自動車保険 の取り組みに広がっていったことは、みなさんご承知の通りで す。都教組自動車保険がなければ全教自動車保険も生まれなかっ たというわけです。

東京海上日動と提携して11年。新たに死亡・重大事故時の刑事弁護が保険対応

教育職員免許法によって、自動車事故において重大事故を起こした際に教員免許を失い、免職になる可能性のある教職員にとっては、自動車事故の対応を民事賠償の側面からだけ対応することは不十分です。最初から最悪の事態を考えながら、被害者救済を徹底したうえで加入者・教職員を守るという都教組自動車保険の事故対応が、この40年間、多くの教職員を様々な

事故から守ってきました。東京海上日動社と提携して11年になりますが、昨年の制度改正で、部分的とはいえ死亡・重大事故時の刑事弁護が保険対応できるようになったのも、長年の都教組自動車保険の取り組みの反映という側面があったものと思っています。

教職員を守る3つのお守り≪都教組自動車保険、自転車保険、教職員賠償責任保険≫

とはいえ、社会的には自動車事故の加害者に対する厳罰化の動きは強くなっており、東京都の懲戒規定では、相手が軽傷であり、たとえ罰金・略式起訴に終わっても懲戒免職になる場合があり得ます。

この点を踏まえると、改めて、東京の教職員みなさんに都教組自動車保険の意義を知っていただく取り組みが重要です。全国の小学校教員の平均年齢は42.1歳ですが、東京は39.2歳、もっとも多いのは34歳の塊です。40歳未満の教職員

が51%を占めています。都教組共済と都教組自動車保険をこの世代の教職員に知ってもらい、加入の輪を広げていくことが、バラバラに分断され、自己責任に追い詰められている教職員が横につながっていく、連帯を広げる取り組みそのものだと確信していますし、都教組自動車保険、自転車保険、そして教職員賠償責任保険と、私たち桜保険事務所は、教職員を守る3つのお守りとして、引き続き都教組共済の一翼を担わせていただく決意です。

これからも、桜保険と都教組共済は車の両輪になってサポート

最後に、本日の40周年を結節点として、50周年に向けて 都教組共済が教職員の大きな輪をつくり、さらに発展される こと、心より祈念するとともに、桜保険事務所として都教組

共済と車の両輪になって、全力でサポートさせていただくことを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。